

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊

税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

☞ 「結婚・出産・育児」を見据えた働く女性の活躍推進について

平成25年の女性の労働力人口は2,804万人と前年に比べ38万人増加し、男性は3,773万人と16万人減少しました。このことから女性の活躍の場が広がってきていることが見て取れます。今回は、厚生労働省から12月17日に公表されました平成25年版の『働く女性の実情』を取り上げて、女性が働くにあたって節目となる「結婚・出産・育児」にスポットをあててご案内いたします。

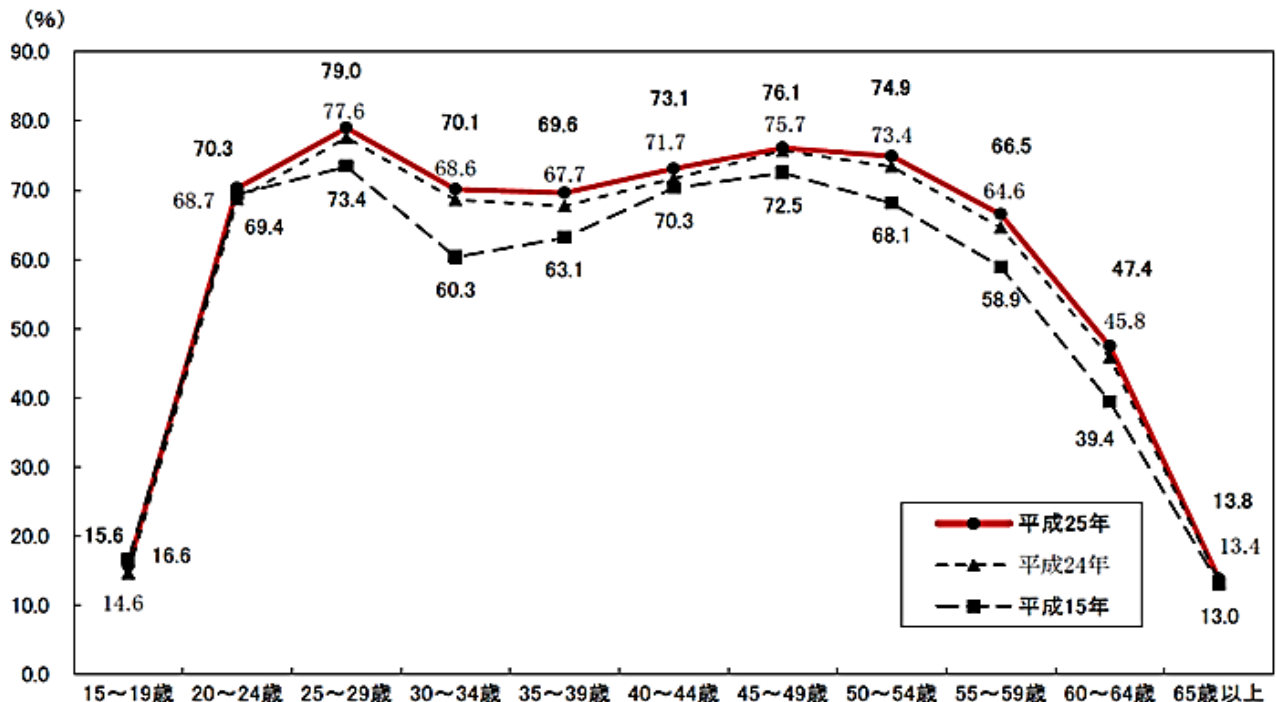
1. 平成25年の働く女性の状況

平成25年の労働力人口総数に占める女性の割合は42.6%となりましたが、女性の労働力率を年齢階級別にみると、左右のピークがそれぞれ「25～29歳」と「45～49歳」、底を「35～39歳」とするM字カーブを描いており、10年前と比べると多くの年齢階級で労働力率は上昇しています。

これは結婚・出産・子育てなどによって就業を中断し、子育てが一段落したら再就職するというサイクルの女性が多く、近年ではM字の底が上昇するとともに、年齢が30～34歳から35～39歳にシフトしてきています。

その要因として、非婚、晩婚化による影響が考えられ、結婚・出産した女性が就業継続できる環境が整備されたとは必ずしも言えない状況にあると考えられます。

(参考) 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」(平成15、24、25年)

2. 働く女性に関する対策の概況

少子高齢化が進行する中で、減少する生産年齢人口を補うという観点だけでなく、経済成長の観点か

らも女性の活躍促進は重要な課題とされています。

しかし、前述のとおり年齢階級別で見ますと 30 代に労働力率が低くなるM字カーブを描いており、結婚・出産・育児によって労働から離れる女性は 10 年前と比較して改善してはいるながらも未だ多いのが現状です。このため、厚生労働省では、介護離職の問題と合わせて、子育てや介護をしながらも働き続けやすい環境の整備、また仕事と生活の調和が取れた働き方を実現するために以下の取組を推進しています。

- (1) 仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進として、短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度、パパ・ママ育休プラスなど男女ともに子育て等をしながら働き続ける環境の整備を推進しています。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業」に対して税制上の優遇措置が取られることを周知して、認定の取得促進を図っています。
- (3) 育児や介護をしながら働き続けやすい環境整備の推進として、企業における両立支援の取組周知や職場環境整備の促進、ファミリー・サポート・センター事業の推進、保育施策等の充実等などの取組の推進を図っています。
- (4) 雇用保険制度では、一定の要件を満たす方に対して、育児休業給付や介護休業給付を支給しています。また平成 26 年 4 月からは育児休業給付の充実を図り、男女ともに育児休業を取得することを更に促進しています。
- (5) マザーズハローワーク事業として、子育てをしながら就職を希望する女性に対しての就職支援、保育サービス関連情報の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っています。
- (6) 全国の女性関連施設等における、女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実が図れるよう、相談対応や講師派遣などの支援事業を実施しています。
- (7) 母子家庭の母等がその適性、能力にあった職業に就くことができるよう、職業相談の実施や、職業訓練を受講する者で所得が一定額以下の方に対して訓練手当を支給しています。

労働力不足が騒がれている昨今、人材戦略として女性が継続就業できる環境整備を行う企業も増えてきています。

上記のような行政サービスの活用に加え、「出産後の職場復帰」や「育児と仕事の両立」を支援する制度の導入や、それにより受給できる厚生労働省の助成金にご興味のある場合には弊所までお気軽にご相談ください。



27 年度税制改正大綱が発表されました。政府はシルバー世代に子供や孫にドンドン贈与しましょうという方針のもと住宅資金の贈与税の非課税額を拡大、教育資金の 1,500 万までの非課税の延長、結婚、出産、子育て費用も 15 年 4 月から 1,000 万円まで贈与非課税を実施しようとしています。これとは真逆の発想の「**ダンナの遺産を子どもに相続させないで**」という本を友人が出版しました。内容は世の中のご家庭を支え続け、ひいては日本の社会の「縁の下の立役者」となってきた女性たちが、ご主人が亡くなられた後、将来にわたって、何不自由なく幸せに、ゆとりある生活を送れるか？です。日本人はついに「人生 90 年時代」に突入！？あなたが 90 歳まで生きる確率は男性 22.2%、女性 46.5%だと知っていますか？あと 30 年生きると考えると「**先立つもの**」が必要ですよね。子供たちには負担はかけたくないし、妻に安心して暮らしてもらうには子供や孫に贈与するのも考えて行わないと妻の老後資金が足りなくなるかも。ご心配の方はご相談ください。

【廣濟堂出版 高橋成壽 著「ダンナの遺産を子供に相続させないで」】